

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
26年 第6号	26.9.1	<p>所得税法第56条廃止を求める意見書採択に関する陳情</p> <p>【理由】 業者婦人は自営中小業者の家族従業者として、営業に携わりながら家事・育児・介護と休む間もなく働いている。しかし、どんなに働いても、家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）の規定により、必要経費としては認められていない。</p> <p>事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円である。配偶者もさることながら、息子などの家族従業者は、僅か50万円の控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない。茨城県の基幹産業である農林業や水産業にも同じ制度が適用されており、後継者を育成する上でも足かせになって後継者不足に拍車をかけている。</p> <p>たしかに、税法上では青色申告にすれば給料を経費にすることができる。しかし、同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しているのではないかと私達は考えている。しかも平成26年1月1日からはすべての事業者に記載義務が課せられるようになったので、申告のしかたで差をつけることにはますます道理がなくなっているのではないかと。また、ドイツ・フランス・アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」としている中で、日本だけが世界の進歩から立ち後れ、取り残されている。</p> <p>自家労賃を認めることは業者婦人の働きを正当に評価することにつながり、国や県が進めてる男女共同参画社会作りの前進に税法や社会保障の面で大きく貢献することはまちがいない。国会でも経済産業大臣や財務大臣が廃止に向けた検討を始めたことと答弁している。よって私達は下記事項を陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 所得税法第56条の廃止を求める意見書を採択し、国に提出すること</p>	茨城県商工団体連合会婦人部協議会 会長 岡田 志乃婦	防災環境 商工